

特定非営利活動法人変更登記申請書

1. 名 称 特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会
1. 主たる事務所 静岡県富士市大淵²⁷番地の6
1. 登記の事由 理事の変更
1. 登記すべき事項 別紙のとおり
1. 添付書類
- | | |
|---------|----|
| 社員総会議事録 | 1通 |
| 定款 | 1通 |
| 就任承諾書 | 3通 |
- (一部議事録を援用する。)

上記のとおり登記の申請をします。

平成 20年6月30日

受付番号票貼付欄

静岡県富士市大淵 27 番地の 6
申請人 特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会

静岡県富士市大淵 27 番地の 6
理 事 小野 由美子



連絡先の電話番号 0545-35-2439

静岡地方法務局 富士 支 局 御中
出張所

別紙

1/2

株 有 資 名 (法) 他

[特定非営利活動法人富士市のごみを考える会]

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 静岡県富士市大淵 27 番地の 6

「氏名」 小野由美子

「原因年月日」 平成 20 年 5 月 24 日 重任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 静岡県富士市中丸 794 番地

「氏名」 時田 祐佐

「原因年月日」 平成 20 年 5 月 24 日 退任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 静岡県富士市一色 620 - 70

「氏名」 菅井 満江

「原因年月日」 平成 20 年 5 月 24 日 就任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 静岡県富士市石坂 381 番地の 11

「氏名」 竹内 敏夫

「原因年月日」 平成 20 年 5 月 24 日 重任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 静岡県富士市大淵 102 番地の 64

「氏名」 梅原 万奈

「原因年月日」 平成 20 年 5 月 24 日 重任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 静岡県富士市水戸島 343 番地の 1 サニーハイツ 302 号室

「氏名」 縣 昌司

「原因年月日」 平成 20 年 5 月 24 日 重任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 静岡県富士市厚原 2281 番地の 4

「氏名」 宮野 征男

「原因年月日」 平成 20 年 5 月 24 日 重任

別紙

2/2

株 有 資 名 (法) 他

[特定非営利活動法人富士市のごみを考える会]

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 静岡県今宮 620 番地の 27

「氏名」 田中 富子

「原因年月日」 平成 20 年 5 月 24 日 重任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 静岡県富士市伝法 2435 番地の 2

「氏名」 石川 美枝

「原因年月日」 平成 20 年 5 月 24 日 重任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 静岡県富士市今泉 3689 番地の 18

「氏名」 岸本美和子

「原因年月日」 平成 20 年 5 月 24 日 重任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 静岡県富士市富士岡 291

「氏名」 菊地 文江

「原因年月日」 平成 20 年 5 月 24 日 就任

「役員に関する事項」

「資格」 理事

「住所」 静岡県富士市今泉 7-9-6

「氏名」 牧野 春美

「原因年月日」 平成 20 年 5 月 24 日 就任



特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 総会議事録

- 1 開催日時 平成 20 年 5 月 24 日 9 時 30 分より
1 場所 富士市本市場 432 番地の 1
富士市社会福祉会館 フィランセ大ホール
1 正会員総数 41 人
1 出席正会員数 41 人(本人出席:32人、委任状出席:9人)

1 議長選任の経過

定刻に至り司会者宮野征男が平成 20 年度第 5 回総会の開会を宣し、本日の総会は定款所定数を満たしたので、有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致を持って小野由美子が議長に選任された。

続いて議長よりの挨拶の後、書記・議事録署名人選任、議案審議に入った。

1 書記・議事録署名人選任について

議長から、書記及び議事録署名人を指名したい旨を述べたところ、満場異議なく賛成であったので、議長は次の者を書記及び議事録署名人に指名した。

書記	時田 祐佐
議事録署名人	石川 美枝
議事録署名人	梅原 万奈

1 議事の審議経過及び議案別決議の結果

(1) 第 1 号議案 平成 19 年度事業報告についての件

議長は、本件について付議された旨を延べ、これを議場に諮ったところ、満場一致を持って意義なく可決決定した。

(2) 第 2 号議案 平成 19 年度決算報告及び監査報告についての件

議長は、本件について付議された旨を延べ、これを議場に諮ったところ、満場一致を持って意義なく可決決定した。

(3) 第 3 号議案 平成 20 年度事業計画(案)についての件

議長は、本件について付議された旨を延べ、これを議場に諮ったところ、以下の事項の提案があり、この提案も含め、平成 20 年度の事業を検討・展開するとして、満場一致で可決決定した。

- ① 当会は、多少の資産を保持しているので、「廃食用油のバイオ燃料化」の小型装置を自前で準備し実践することを検討する
- ② 富士市が平成 21 年度より採用予定の「ごみの指定袋制」に関し、富士市消費者運動連絡会等と協働で市民への周知活動を行う
- ③ 男女共同参画社会到来とは言え、家庭内におけるごみの削減活動は、女性が主体課題という面が強い。

一方、環境問題が益々叫ばれる中、市民一人一人が具体的に何をしたらよいか解らないという声も多い。

このような中、女性が皆でやれるような活動を更に一層拡大するよう期待する。

(4) 第4号議案 平成20年度予算(案)についての件

議長は、本件について付議された旨を延べ、これを議場に諮ったところ、満場一致を持って意義なく可決決定した。

(5) 第5号議案 平成20年度役員選任(案)についての件

議長は、理事全員が任期満了につきその改選方を議場に諮ったところ満場一致を持って、次の者が理事に選任され、被選任者は、いずれもその就任を承諾した。

理事	宮野 征男	(重任)
理事	牧野 春美	(新任)
理事	田中 富子	(重任)
理事	竹内 敏夫	(重任)
理事	菅井 満江	(新任)
理事	岸本 美和子	(重任)
理事	菊池 文江	(新任)
理事	小野 由美子	(重任)
理事	梅原 万奈	(重任)
理事	石川 美枝	(重任)
理事	縣 昌司	(重任)
監事	大石 光男	(重任)
監事	廣田 貢	(新任)

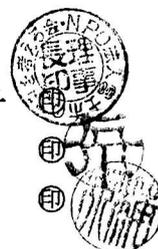
以上をもって総会の議案全部の審議を終了したので、議長は辞任し、司会は閉会を宣し午前10時20分散会した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人において次に記名押印する。

平成20年5月24日

議長
議事録署名人
議事録署名人

小野 由美子
石川 美枝
梅原 万奈



特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡県富士市大淵27番地の6に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、富士市民に対して、環境の保全に関する事業を行い、富士市の環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動（別表第5号）

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① ごみの排出抑制及びごみの適正処理に係る事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、本法人が行なう事業に積極的に参加しようとして入会した個人等

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会した個人等

(3) 応援会員

この法人の目的に賛同し、この法人が行なう事業を応援するために入会した個人等

(4) ボランティア会員

この法人が行なう事業をお手伝いするために入会した個人等

(入会)

第7条 正会員は、第3条に定める会の目的に賛同すること。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む) 5名以上
- (4) 監事 1人以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

3 役員は、再任されることができる。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 年度当初の事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 既定予算及び事業計画の追加変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。



(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の年度当初の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、静岡県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 静岡県知事による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、富士市に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、東海日日新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 なし

(2) 会 費

◆ 正 会 員	2,000円
◆ 賛助会員	2,000円
◆ 応援会員	1,000円
◆ ボランティア会員	なし

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年3月31日までとする。



(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏名
理事長	小野 由美子
副理事長	木ノ内 陽子
理事	加藤 英子
理事	時田 祐佐
理事	浅野 龍雄
理事	赤松 峰雄
理事	竹内 敏夫
理事(会計)	梅原 万奈
理事(会計)	星 美都子
理事(会報)	内田 圭子
理事	宇佐美 久代
監事	渡邊 俊子

本書は、定款と相違ありません。

特定非営利活動法人 富士市のゴミを考える会

理事 小野 由美



役員の就任承諾及び宣誓に関する書面

平成20年 5月 24日

特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会
設立代表者

小野 由美子 様

代 表 者

住所又は居所 静岡県富士市合泉7-9-6
氏 名 牧野 春美



私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 の理事に就任することを承諾します。

特定非営利活動促進法（抜粋）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第31条第7項の規定を除く。）違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員等
- (6) 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(注) 宣誓及び承諾をした者の氏名は、記名押印又は署名すること。

役員 の 就任承諾及び宣誓に関する書面

平成20年 5月 24日

特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会
設立代表者

小野 由美子 様

代 表 者

住所又は居所 静岡県富士市一色620 - 70
氏 名 菅井 満洋



私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 の理事に就任することを承諾します。

特定非営利活動促進法（抜粋）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第31条第7項の規定を除く。）違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員等
- (6) 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員 の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(注) 宣誓及び承諾をした者の氏名は、記名押印又は署名すること。

役員の就任承諾及び宣誓に関する書面

平成20年 5月 24日

特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会
設立代表者

小野 由美子 様

代 表 者

住所又は居所 静岡県富士市富士岡291
氏 名 菊地 文江



私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに特定非営利活動法人 富士市のごみを考える会 の理事に就任することを承諾します。

特定非営利活動促進法（抜粋）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第31条第7項の規定を除く。）違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 暴力団の構成員等
- (6) 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(注) 宣誓及び承諾をした者の氏名は、記名押印又は署名すること。